

平成24年度 第1回奈良市教育ビジョン懇話会 次第

日時 平成24年7月3日(火)
午後3時～午後5時
場所 奈良市役所 北棟2階
第16会議室

1 座長あいさつ

2 新委員紹介

3 協議事項

- ・平成23年度 奈良市教育ビジョンの施策評価 最終報告(案) について
- ・奈良市教育ビジョンの施策評価【複数年評価(H21～23)]最終報告(案) について
- ・教育ビジョン後期計画策定に向けたアンケート調査について

4 意見交換

5 その他

奈良市教育ビジョン懇話会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 国の教育の新たな方向性を踏まえ、本市がこれまで取り組んできた教育改革の流れをもとに策定した、本市教育の基本計画である「奈良市教育ビジョン」の実現に向けて、施策の進捗やその評価について、広い視野から意見をいただき、施策の円滑な実施を図るため、奈良市教育ビジョン懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次の各号に掲げる事項について協議・検討し、教育長に報告する。

- (1) 「奈良市教育ビジョン」の各施策の進捗と評価に関する事項
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 懇話会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 奈良市PTA連合会の代表者
- (3) 奈良市立学校・園の教職員
- (4) 地域住民の代表者
- (5) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年間とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項第2号又は第3号に掲げる委員については、その職を退いたときに委員の職を失うものとする。

(座長)

第5条 懇話会に座長を置き、委員の互選により選出する。

2 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、教育長が招集し、座長が議長となる。ただし、座長が会議に出席できないときは、座長があらかじめ指名する委員が議長を代行する。

2 座長は、必要があると認めるときは、懇話会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、教育政策課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この告示は、平成21年7月16日から施行する。

附 則

この告示は、平成23年6月7日から施行する。

奈良市教育ビジョン懇話会 委員名簿

	氏 名	区 分	役 職 等
1	重松 敬一	学 識 経 験 者	奈良教育大学教授
2	岡 毅	学 識 経 験 者	立命館大学教授
3	本山 方子	学 識 経 験 者	奈良女子大学准教授
4	木南 千枝	学 識 経 験 者	臨床心理士
5	大西 昇	地 域 住 民 の 代 表	奈良市自治連合会会計
6	畑中 康宣	奈良市PTA連合会の代 表	奈良市PTA連合会会長
7	奥田 美代子	奈良市PTA連合会の代 表	奈良市PTA連合会副会長
8	上田 益世	教育長が必要と認める者	なら・観光ボランティアガイドの会副理事長
9	福山 晴美	教育長が必要と認める者	平城西小学校放課後子ども教室コーディネーター
10	上山 勝己	奈良市立学校・園の教職 員	奈良市立一条高等学校長
11	竹原 康彦	奈良市立学校・園の教職 員	奈良市立飛鳥中学校長
12	中西 拓也	奈良市立学校・園の教職 員	奈良市立佐保小学校長
13	荒木 美久子	奈良市立学校・園の教職 員	奈良市立伏見南小学校長
14	木寅 葉津子	奈良市立学校・園の教職 員	奈良市立六条幼稚園長
15	中尾 靖	奈良市立学校・園の教職 員	奈良市立若草中学校教頭
16	本車田 達郎	奈良市立学校・園の教職 員	奈良市立富雄第三小学校教頭
17	檜垣 志保	奈良市立学校・園の教職 員	奈良市立富雄第三小中学校養護教諭
18	阪本 敏夫	奈良市立学校・園の教職 員	奈良市立あやめ池小学校教諭
19	出原 和美	奈良市立学校・園の教職 員	奈良市立大宮幼稚園教諭